



第3章

「人間の尊厳 human dignity」と autonomy

— 自律・自己決定、そして自己決定権の誤謬 —

- Human dignity and Autonomy

The fallacy of Autonomy · Self-determination, and Right to self-determination -

The International Research Society of the SCPCS 理事長
医療法人東札幌病院 理事長・院長

石谷 邦彦



昨年11月Lancetにナチズムとホロコーストに関するLancet委員会の報告書が掲載された¹⁾²⁾。それはイスラエルとハマスの戦いに端を発していたが、その内容は現在の世界のカオス (chaos) に対する私たち医療者の基本的な考え方を問うものであった。それは過去50年のエビステメ (一時代の文化全体の基底にある認識の系あるいは根底的な「知」) であった Quality of Life 概念を越える Human Dignity (人間の尊厳) 概念を示唆し、私たちの主張を支持するものと思われる。

参考文献

- 1) Offline: Universal lessons for humanity. Richard Horton, Lancet. 2023 Nov 18;402(10415):1818. DOI: 10.1016/S0140-6736(23)02553-9
- 2) Herwig Czech et al. The Lancet commission on medicine, Nazism, and the holocaust: historical evidence, implications for today, teaching for tomorrow. Lancet. 2023 Nov 18;402(10415):1835. DOI:10.1016/S0140-6736(23)01845-7

1. 「それら(自律・自己決定、自己決定権)」の概観

昨年の広報誌「窓」の112号と113号で、カントによる「人間の尊厳」概念は、autonomy (自律) がその要諦であると記したが、それは個人の自由とそれを律することに対する無条件の尊重と、自己自身に対する義務はただちに他者に対する義務を負う相即不離の思想の意味である³⁾⁴⁾。

カントのautonomyの定義を要約すれば下記の3相から構成される。

1. 他者からの干渉を排し自らの決定を下す権利としてのautonomy (自主性)
2. 自らの心の独立性を通し熟考の上に決断をする能力としてのautonomy (自律性)
3. 自立して理想的な生活をするためのautonomy (自立性)

そして、これらは人間の尊厳を担保する道徳的な権利Moral rights (人格権) であるとした⁵⁾。

autonomyは、古代ギリシア語から派生し、語源はauto (自分) とnomos (法) に由来する。原義は姉妹語であるラテン語のautonomos (自分の法で生きる) である。英語で表現すると“one who gives oneself one's own Law” (自分で自分に自身の法を与える者) となる。

autonomyは、欧米の現代社会の構成原理として、人間の在り方の基本原理として広く位置づけられているが、懐疑される語でもある。そしてautonomyとself-determination (自己決定) はしばしば対として、あるいは同義語として使用されている。それらは政治・社会学、法学・医学、哲学・心理学、宗教などの多岐にわたる分野で、カント (Immanuel Kant 1724～1804) によるautonomy・self-determination概念は、ニーチェ (Friedrich W. Nietzsche 1844～1900)、ロールズ (John B. Rawls 1921～2002)、ハーバーマス (Jurgen Habermas 1929～) などを経て現在も広く議論が展開されている。

self-determinationという言葉は、第二次世界大戦後の非植民地化を唱導するright of people to self-determination(民族自決権)の意味で使用されていた。当時の国連憲章は、self-determinationという言葉に2つの意味、一つは国家は政治的、経済的、社会的、文化的制度を自由に選択する権利、一つは国民が国家を構成する権利、または既存の国家との関係を自由に決定する権利、と定義している。現在でもヨーロッパのカタルーニャ、イタリア、スコットランドの自治権の拡大を求める運動の際にautonomyと共にself-determinationの言葉が使用されている⁶⁾。

autonomyとself-determinationの言葉は社会の中で自らの存在と決定を認められてこなかった人々の権利を主張する隠喩ともいえる。

医学・医療の上でもautonomyとself-determinationは20世紀後半のQuality of Life概念に派生して医師主導のバナーナリズムに抗する言葉として多用されてきた。この間の多くの宣言、学際的研究を経て、autonomyは基本的な倫理原則(医療倫理、生命倫理、研究倫理)の第一義となっている。Tom L. Beauchamp & James F. Childress によるPrinciples of Biomedical Ethics(1979)のrespect for a patient's personal autonomy(患者の自主尊重原則)⁷⁾、1991年米国で制定されたThe Patient Self-Determination Act(患者自己決定法)⁸⁾などが良く知られている。

2. 「それら」の誤謬⁹⁾

autonomyの日本語訳は、一般的に「自律」が用いられているが、日本の医学・医療の上では、その内容を鑑みれば、カント的概念の「自主」(上記の定義1)が適切と思われる⁵⁾⁷⁾。そしてself-determination(自己決定)とright of self-determination(自己決定権)の言葉には大きな違いがある。自己決定とは、生きる事の局面で人間が絶えず行っている個々の判断、選択、行為そのものであり、自己決定権とは、自己決定した事を社会や国家がそれを個人の権利として認める事である。自己決定は、発達段階の自己を認識する過程を含め他者との関わりの中で行われ、本質的に純粋な自己決定はあり得ない。一方、自己決定権は、普遍的と想定されている抽象的な規範であり、個々はその運用に任され社会の多様な価値観や人間関係が切り捨てられる危うさを孕んでいる。

人間の尊厳とautonomyに関する欧米の多元性もある意味で誤謬といえよう。生命倫理の上でのそれは顕著である。アメリカでは人間の尊厳を等閑視しautonomyの原則を第一義とする傾向にあり、ヨーロッパ的なそれと一線を画している。ヨーロッパ圏では人間の尊厳に対しては極めて歓迎的である一方で、その承認をめぐる不均一さが存続している。ゲルマン系の国々、ドイツ、オーストリアなどは、尊厳はその全ての状態における人間存在(胚や胎児でも)が有する内在的で普遍的な価値であるとし、さらにはそれを動物達にも拡大しようとしている。ベルギーは「生命倫理の多様性とその多文化的な地平を主張する国」としてヨーロッパ全体の縮図といわれている。ベルギーは長い議論の歴史を経て人間の尊厳よりもautonomyを原理とする傾向にある。その主張は生命倫理の基本的価値は、まずは個人の自由である。それを演繹しての“人間存在の尊厳”が真の価値であり、何が自らの尊厳に属するかを決定するのは各々の個人である、つまりautonomyとしている。第1回がん緩和ケアに関する国際会議で安楽死問題についての講演をしたベルギーのProf. Luc Deliensは、2026年の第5回会議でも安楽死問題の講演を行う予定である。フランスは、反対に、人間の尊厳を生命倫理と生命法を中心に位置づけ、これをautonomyとのカント的一致を要請している。イギリスはアメリカ的な生命倫理を踏襲しautonomyを主とし、人間の尊厳概念は法的思考に直接には言及していない。

大部分の国々は人間の尊厳を内在的価値と解釈しているが、それをautonomyという用語で見ている少数派も存在する。二つの立場の違いは例えば安楽死に関する問いをめぐって常に大きな議論となっている¹⁰⁾。

3. 「それら」の今後

「それら」を包含した「人間の尊厳」概念は現在の世界の変動に対し僥倖となる可能性を秘めている¹¹⁾。それはまさしく冒頭で述べた「個人の自由とそれを律することに対する無条件の尊重と、自己自身に対する義務はただちに他者に対する義務を負う」相即不離の思想に人類の未来を託す事を意味している。

参考文献

- 3) 2023.1.19 A New Year's Message from the President
- 4) 2023.6.1 Message on "Human Dignity" from the President, Dr. Ishitani
- 5) Oliver Sensen(ed), Kant on Moral Autonomy, Cambridge University Press,2022
- 6) Peter Hilpold(ed), Autonomy and Self-determination; Between Legal Assertions and Utopian Aspirations, University of Innsbruck, Austria, 2018
- 7) Tom L. Beauchamp & James F. Childress(ed), Principles of Biomedical Ethics(8th ed) Oxford University Press, New York, 2019
- 8) Patient Self Determination Act, Dac Teol, Sasan Ghassemzadeh(ed), StatePearls, Aug,28,2023, PMID: 30855881 Bookshelf ID: NBK538297
- 9) 誤謬 ; <https://ja.wikipedia.org/wiki/誤謬> (Wikipedia)
- 10) 加藤泰史・後藤玲子編 『尊厳と生存』法政大学出版会、2022
- 11) Vasil Gluchman. Nature of dignity and human dignity. J. Human Affairs.Vol.27, Issue 2. <https://doi.org/10.1515/humaff-2017-0012>

認定薬剤師研修報告

薬剤師 岡崎 一真

私はがん薬物療法認定薬剤師という資格の取得を目指しており、その資格取得にはがん薬物療法に必要な高度の知識、技能、臨床経験の習得を目的とした認定施設での研修が必須になります。そのため、2023年10月2日から11月24日の8週間、北海道がんセンターにて研修を受けてきました。

研修内容は抗がん剤のミキシング、投与前レジメンチェック、初回指導・副作用確認、薬剤師外来の見学・実践等でした。東札幌病院では化学療法に関わることの少ない肺がんと泌尿器がんを中心に関わりましたが、知識を深めることができたのと同時に、これまで実践してきたことに対してあらためて自信を持つことができました。

研修の中でも特に印象に残っているのが薬剤師外来での関わりでした。薬剤師外来は医師の診察前に薬剤師が面談をして、アドヒアランスや副作用を聞き取ることで、薬物治療をより有効性・安全性のあるものにする、処方整理の提案・事前に支持療法等で使用する可能性のある薬剤について説明することで、医師の負担を軽減すること等を目的とした取り組みです。実際に経験した薬剤師外来での症例でも、薬剤師が先に介入したことで事前に医師への情報提供が行え、スムーズな対応に繋がったことから、薬剤師外来の有用性を強く感じました。そのため、東札幌病院でも薬剤師外来を開設することで、薬剤師の職能をより活かすことができるのではないかと感じました。

今回の研修全体を通して、普段はできない経験を多くすることができました。今後は研修で得た経験を踏まえて、患者さんに少しでも良いと思ってもらえる医療の一助を担えるよう頑張りたいと思います。最後に、東札幌病院の薬剤師には既に緩和やがん薬物療法、感染等の資格を持った薬剤師がいます。私もまずは最短で資格取得することを目標とし、その上で少しでも先輩方に追いつけるよう努力し、そして協力していくことで薬剤師が関わる医療の質向上に貢献できるよう日々精進を続けていきたいと思っています。

海外研修報告

カルバリー病院研修 (2023年9月22日～10月13日)

放射線科部長 堀 正和

このたび石谷理事長のご高配を賜り、およそ3週間(2023年9月22日から10月13日)、ニューヨーク市はブロンクス地区にあるカルバリー病院で研修する機会をいただきました。この場をお借りしてご報告申し上げます。

カルバリー病院の歴史は古く、前身であるカルバリーハウスを含めると今年で134年になります。現在の病院は1978年に建設され、200床すべてが個室で、成人の緩和ケア専門病院です。ニューヨーク市において病院死を迎えるがん患者さんの2割がカルバリー病院で亡くなられる、ニューヨークを代表する緩和ケア病院です。当院とカルバリー病院は1993年に姉妹提携を結び、2011年から医師と看護師を毎年カルバリー病院に派遣するプログラムが始まりました。2019年10月に長岡副院長と笠巻主任が研修されて以降は、コロナの影響で交流が途絶え、このたび4年ぶりに再開されることとなりました。

研修は朝9時病院着で、セキュリティで検温をしてネームシールを発行してもらい、緩和ケア研究所所長で精神科医であるロバート・ブレシア先生のオフィスに行きます。秘書の方から朝食券・昼食券をもらい、午前、午後の担当を手配していただき病棟や各セクションに向かいます。近隣の医学部生や他施設の緩和ケア専門医レジデントも多く研修に来ていました。

病棟のラウンドでは、指導してくださる緩和ケア医のバックグラウンドは様々で、循環器内科、頭頸部外科、老年科専門医、一般内科、創部処置専門の外科医な

どの先生方がいらっしゃいました。一人だいたい15～20名の患者さんを受け持っていました。ラウンドは午後3時頃に終わり、ロバート先生と、1日、どんなことがあったか話をしてその日の研修が終わります。

様々なコメディカルの方に帯同してのラウンドもありました。処方権限をもつnurse practitioner (NP)はドクターさながら多くの緩和症例をこなしており、スペイン系の患者さんの世話を主としているシャペロンや、ユダヤ人の患者さんの相談窓口であるラバイも大活躍されていました。

それぞれの患者さんについて週に一度、interdisciplinary team (IDT)という多職種間カンファレンスが開かれます。医師やNP、看護師、栄養師、シャペロン、ラバイ、ソーシャルワーカーらが一堂に会し、それぞれの立場で患者さんの経過や問題点などの情報の提供、共有がなされ、今後の方針について話し合われます。様々な職種の方とラウンドできたことで、一人の患者さんについて、それぞれの目線でIDTに参加できたことは、とても貴重な経験でした。

そのほか、患者さんを亡くされたご家族のためのブリーチメントを行う家族会に参加したり、カルバリーホームの往診医の先生に帯同し、在宅で過ごされている終末期の患者さんの診療を見学できたりといった経験をさせていただきました。

研修で病院中を行き来するなか、どの病棟にも、ある医師の写真が飾られていました。カルバリー病院の創

始者のひとりであるマイケル・ブレスシア先生の写真です。窓113号でも掲載されましたが、2023年4月19日に逝去されました。90才でした。誰もが知る透析シャントの生みの親で(Brescia fistulaで検索すると詳細がわかります)、その後は腎臓内科医から緩和ケア医に転身された情熱にあふれる先生です。お会いできませんでしたが、職員の方々から生前のお話を伺い、そのお人柄に触れることができました。あらためて、ご冥福をお祈り申し上げます。

カルバリー病院ではemotional、spiritualなケアが、患者さんのみならずご家族に対しても充実している印象を持ちました。そして、東札幌病院の緩和ケアも高い

レベルで実践されていると感じましたし、カルバリー病院が当院から学べることも多くあるのではないかと思います。

最後になりますが、放射線治療医の私にこのような研修の機会を与えてくださった石谷理事長に心より感謝申し上げます。また不在のときにフォローいただいた技師・看護師の皆さん、診療支援の先生方、そして研修先でお世話になったカルバリー病院スタッフ・患者さんの皆様に感謝申し上げます。少し時間がかかるかもしれませんが、この経験を東札幌病院の緩和医療に少しでも還元できればと思っております。今後ともご指導をどうぞ宜しく御願ひ申し上げます。



医療安全部(Quality and Patient Service)と、感染制御部にお邪魔した時のものです。
左から、緩和ケア医レジデント1年目のDr.Patel、感染制御部のMs.Shoener, NP、医療安全のMs.Agramonte, RN、私

東札幌病院OB会を開催しました

総務課課長 大石 忠臣

2023年11月2日(木)に札幌パークホテル「テラスルーム」にて、東札幌病院OB会を開催しました。コロナ関連の影響により一昨年から再開しましたが、今回は41名(OB:21名 職員:20名)の参加により賑やかで穏やかな時間を過ごすことができました。

会長の秋山先生のご挨拶から始まった会は、日下部副院長からの東札幌病院の近況報告に続き、新人歓迎会、リレーマラソン、がん緩和ケアに関する国際研究学会等に関する発表があり、プロジェクターから映し出された報告の映像を眺めるOBの皆様の表情は大変印象深いものとなりました。

また、OBを代表してスピーチをいただいた森田先生・柳内先生から当院在籍時のエピソードを数多く聞くことができました。両先生と同時期に在籍していた職員からは懐かしむ様子があり、我々のような後輩職員は大変興味深く聞かせていただきました。会の最後には佐藤副理事長のご挨拶があり、東札幌病院の歴

史と当会の在り方について考えさせられるものとなりました。

会の立ち上げから事務局を担当や手伝いをしていますが、いつも感じるがあります。受付で皆様を会場までご案内していると、若干緊張気味の方も時々見受けられます。会は1年に1回で久しぶりの再会ですし、数年を経てご参加いただく方も少なくありません。ところが会が進行していくにつれ、いつの間にか会場が和やかに温かくなっていく雰囲気は、時代は違っても同じ理念のもと、同じ文化で育った東札幌病院の職員同志だからこそ出せる賜物なのだと思います。

今年も事務局として皆様と楽しい時間を共有できましたことを心から感謝いたします。

今後も、たくさんのお会いや知識を吸収できる良い機会として今後の東札幌病院の発展に生かしていく会とし、来年のご参加もお待ちしております。



外来医師スケジュール

★救急対応

(2024年1月1日～)

	診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:00	1診 (内科初診)	長岡★	日下部★	伊藤★	佐賀★	佐藤(健)／小野／ 舘越★	交代制★ (内科初診／再診)
	2診	石谷 (一般内科)	石谷 (一般内科)	石谷 (一般内科)	三原 (一般／腫瘍内科)	三原 (一般／腫瘍内科)	出張医 (内科初診／再診)
	3診 (消化器内科)	日下部	伊藤	渡邊	長岡	日下部	
	4診 (循環器内科)	高木	古谷	高木	秋津	秋津	
	5診	梅田 (呼吸器内科)	出張医 (整形外科)	出張医 (呼吸器内科)	佐藤(健) (一般／血液内科)	伊達 (呼吸器内科)	
	6診 (一般外科)	信岡	信岡	久慈	信岡	久慈	交代制
	7診	久村 (心療内科)	大村 (乳腺・甲状腺外科)		大村 (乳腺・甲状腺外科)	照井 (一般／糖尿病内科)	
	8診(11:00～) (発熱者・必要時に対応)	照井	奇数週 信岡／ 偶数週 町野	久慈	梅田	三谷	
	9診			佐藤(昇) (病をよく識る外来)		(セカンドオピニオン外来)	
	放射線治療	堀	堀	堀	堀	堀	
	内視鏡	安保	渡邊	佐賀	出張医	伊藤	交代制
	腹部エコー			三谷			
歯科・ 歯科口腔外科	水越／太子 大内／石谷	水越／太子 大内／石谷	水越／太子 大内／石谷	水越／太子 大内／石谷	水越／太子 大内／石谷	水越／太子 大内／石谷	交代制

	診療時間	月	火	水	木	金	土
午後 14:00~17:00	1診(13:30～) (内科初診／再診)	三谷	出張医	出張医	出張医	三谷	
	2診	齊藤 (一般／緩和ケア内科)	佐藤(健) (一般／血液内科)	町野★ (一般／緩和ケア内科)	町野 (一般／緩和ケア内科)	齊藤 (一般／緩和ケア内科)	
	3診	佐賀★ (消化器内科)	渡邊★ (消化器内科)	小野 (一般／血液内科)	伊藤★ (消化器内科)	長岡★ (一般／消化器内科)	
	4診	秋津 (循環器内科)	照井 (一般／糖尿病内科)	照井 (一般／糖尿病内科)	高木 (循環器内科)	出張医 (脳神経内科)	
	5診		梅田 (呼吸器内科)	井須 (整形外科)	梅田 (呼吸器内科)		
	6診 (一般外科)	久慈★	久慈	久慈★	信岡／久慈★	信岡	休診
	7診		大村 (乳腺・甲状腺外科)	大村 (乳腺・甲状腺外科)	里見 (一般外科／乳腺・甲状腺外科)		
	8診						
	内視鏡室	頭頸部外科出張医					
	放射線治療	堀／出張医	堀	堀	堀／出張医	堀／出張医	
	内視鏡	伊藤	佐賀／伊藤	長岡	出張医	佐賀	
	歯科・ 歯科口腔外科	水越／太子 大内／石谷	水越／太子 大内／石谷	水越／太子 大内／石谷	水越／太子 大内／石谷	水越／太子 大内／石谷	

※8診午前は発熱者・必要時に対応(当日予約のみ) 月～金曜日11:00～

※6診午後の外科外来は、手術等により診療時間が変更となる場合があります。

※外来受付時間 午前の外来 月～土曜日 11:30まで 午後の外来 月～金曜日 16:30まで

※土曜日は交代制となっております。詳細はお問い合わせください。

※緊急対応等に備え、内科医師1名は13:30から待機いたします。

※当院では、待ち時間短縮のために予約制を導入しております。予約外診療も
行っております。詳細は受付にお問い合わせください。

※病をよく識る外来(要予約) 水曜日9:00～12:00 担当医師:佐藤(昇)

※セカンドオピニオン外来(要予約) 金曜日9:00～12:00

※石谷外来 火曜日9:00～11:00

※放射線治療外来は、地下1階診察室です。



医療法人東札幌病院は、公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価（一般病院2 3rdG: Ver.2.0）の認定を受けています。

■認定期間
2020年9月26日～2025年9月25日



日本医療機能評価機構
認定第 JC669 号

一般病院2 3rdG:Ver.2.0



●交通のご案内
地下鉄東西線「東札幌駅」より
徒歩5分

駐車場について

当院の駐車場はゲート式になっております。駐車場ご利用の方は、受付または事務室にて駐車券をご提示ください。ご利用料金は以下の通りです。

ご利用料金

外来受診・お見舞いなど、当院ご利用の方は、3時間無料です（以後30分50円）。

Higashi Sapporo Hospital

医療法人 東札幌病院

〒003-8585
札幌市白石区東札幌3条3丁目7-35
電話 011-812-2311 (代表)
FAX 011-823-9552
E-mail: info@hsh.or.jp
HP: <https://www.hsh.or.jp>

東札幌病院は皆様に次のような権利があることを認め尊重致します。

1. 医療を受けるにあたって、大切な一人の人間として尊重されます。
2. 受診される方の個人情報やプライバシーが守られます。
3. 病状や病名・検査結果、受ける処置やケアの内容等について十分な説明を受けられます。
4. 適切な説明のもとに受診される方の意志が尊重され、最良の治療やケアが選択できるように支援されます。
5. 身体的なことだけでなく、必要に応じて社会的・心理的な事柄に関しても支援されます。
6. 療養の経過すべてにわたって、ご希望されれば複数の医師の意見を求めることができます。
7. 最善で安全な医療と必要な健康教育をうけることができます。
8. 医学研究等に参加をお願いすることがありますが、拒否することによって不利益を被ることはありません。

東札幌病院を受診される皆様に御協力いただきたいこと

1. 心身の健康に関する情報について担当者にお伝え下さい。
2. 医療者の説明が不十分な時には、十分理解できるまで質問して下さい。
3. 治療やケアの方針を決めるときには、ご遠慮なく医療者と話し合ってください。
4. 医療者と共につくった治療やケアの計画に積極的に参加して下さい。
5. 院内では常識的な社会人として行動して下さいようお願いいたします。
6. 東札幌病院は全館禁煙です。ご理解とご協力をお願いいたします。
7. 東札幌病院では各階に提案箱を設置しております。ご意見やご要望がありましたらご遠慮なくご利用下さい。